

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年5月1日、資格喪失日は同年8月16日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から23年8月頃まで

私は、昭和20年5月頃から国民動員によりA社のC工場で勤務したが、3年後に同工場が閉鎖となり退職したと記憶している。

年金事務所からの回答によると、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は確認できるが、資格喪失日が確認できないとのことなので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年8月16日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同姓同名で生年月日も一致し、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和20年5月1日であり、資格喪失日の記載は無い。）が確認できる。

また、D市から提供された申立人に係る履歴書（昭和25年に、申立人がD市に提出した履歴書）を見ると、「昭和二十年四月 国民動員ニヨリC市A事業所ニ勤労し同年八月解除サル」との記載が確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿から連絡先が判明した複数の同僚は、「A社のC工場は、大空襲（昭和20年*月*日）で焼失した。空襲後しばらくの間焼け跡を整理して、8月頃解散となった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年5月1日、資格喪失日は、戦時下の国民動員による就労が解除されたとみられる終戦日の翌日である同年8月16日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月16日から23年8月頃までの期間について、申立人は、「A社のC工場は、3年後に閉鎖となり退職した。」旨主張しているところ、前述の複数の同僚は、「解散後、A社のC工場が、再開することは無かった。」旨供述している。

また、前述の履歴書において、申立人が、昭和21年4月から24年までの期間、A社以外の複数の事業所で勤務していた旨の記載が確認できる。

さらに、B社は、「申立人の退職日及びA社がC工場を閉鎖した時期について、資料が無いため、不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

年金事務所から通知が届き、A社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が中断している事実を知った。申立期間は、転勤となった時期であるが、昭和47年4月に同社本社に入社し、49年2月に同社C工場を退職するまで継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和47年12月1日にA社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和42年3月17日から平成11年5月31日までの期間、B社（現在は、C社）及び同社の関連会社であるA社で継続して勤務したが、同社に
出向した時の厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白期間が生じている
ので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、B社及び同社の
関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和46年8月31日にB社本社からA
社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され
ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46
年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生
年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と
同日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格
取得日を記録したとは考え難く、事業主が昭和46年9月1日を資格取得日と
して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料につ
いて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する
義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 25 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社（厚生年金保険の適用事業所名称は、B社）でC職の仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。私が保管している給料支払明細書（昭和 51 年 8 月から 54 年 2 月までの全 31 か月間のうち、28 か月分）では、給料から厚生年金保険料が控除されている。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、A社では、各月に支給した給料から該当する月に係る厚生年金保険料を当月に控除していたことがうかがえるところ、昭和 54 年 2 月の同明細書（支給対象期間は昭和 54 年 1 月 21 日から同年 2 月 20 日まで）によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より低額ではあるものの、同年 2 月の保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を昭和 54 年 2 月 24 日に離職していることが確認でき、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日の記録と符合している。

また、A社は、昭和 62 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の同社の事業主に照会を行ったものの回答は得られなかったほか、申立期間中に同社において、厚生年金保険の被保険者資格が有る者 4 人に照会を行い、3 人から回答を得たが、申立人の同社における退職日及び申立期間中も継続して在籍していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることはできず、申立人の申立期間における勤務実態を明らかとすることが

できなかつた。

さらに、厚生年金保険法第 14 条及び同法第 19 条によると、事業所を退職した日の翌日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合には、この資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。